

長野県石油商業組合代表理事 様

長野県産業労働部長

中小企業団体の組織に関する法律第 67 条の規定による業務改善命令  
への適切な対応について

本県は、貴組合に対して、令和 8 年 2 月 10 日付けで中小企業団体の組織に関する法律第 67 条の規定による業務改善命令を発出し、公正取引委員会が行った排除措置命令の主文に示された内容への真摯な対応や、改善計画の提出を求めたところですが、貴組合が令和 8 年 3 月 27 日付けで本県に提出した書類（以下「提出書類」という。）には必要な内容が記載されておらず、業務改善命令で求めた対応が行われているものとは認められません。

ついては、下記のとおり必要な措置をとることを要請します。また、策定した改善計画を会見等により積極的に公表し、県民への説明責任を果たしてください。

なお、この文書は、行政手続法第 32 条の規定による指導に該当します。

記

1 指導に係る措置の内容

(1) 公正取引委員会が長野県石油商業組合（以下「県石商」という。）北信支部に対して行った排除措置命令の主文に示された内容について支部としてどのような対応をとったのか、また、このことについて、支部を管轄する県石商本部として、どのように受け止め、対応したのか、具体的に報告してください。

(2) 改善計画は、貴組合が「今回の事態を重く受け止め、二度と同様の行為を繰り返さない団体となることで、県民の信頼回復を図る」ため、「県石商全体のガバナンスの確立、コンプライアンスの遵守、再発防止策の着実な実行」を進めていくことを確認できるものであることが必要ですので、以下の点を踏まえた改善計画を策定してください。

ア 具体的な期限や定量・定性の達成基準を設定するなど具体性、実効性のある内容としてください。

イ 業務改善命令で指示した事項や、貴組合の「継続実施のもの」に限らず、貴組合の自発的な改善策を積極的に取り入れるようにしてください。

ウ PDCA サイクル、5W1H を念頭におき、進捗状況やどのように改善されたのかを適切に把握・管理することが可能な内容にしてください。

2 指導に至った理由

(1) 提出書類は、公正取引委員会が県石商北信支部に対して行った排除措置命令の主文に示された内容について支部としてどのような対応をとったのか具体的な内容が記載されておらず、また、支部を管轄する県石商本部として、どのように受け止め、対応したのか、具体的な記述がありません。

- (2) 提出書類は、県が改善計画に含めるよう指示した項目への回答のみ列記したものであり、上記1(2)に記載した内容が含まれていません。
- (3) 提出書類の内容では、貴組合がどのような組織となることを目指し、どのような方法で、いつまで改善を図っていくのか進捗管理ができません。

### 3 提出について

上記1について、採った措置の内容を、令和8年5月26日(火)までに文書にて長野県産業労働部産業政策課あてに提出してください。

なお、県に提出する報告内容については、中小企業等協同組合法第74条第1項第1号(以下「中協法の規定」という。)により貴組合への指導を行う長野県中小企業団体中央会あてにも提出してください。

### 4 その他

業務改善の実施及び進捗状況については、中協法の規定により、引き続き、県と長野県中小企業団体中央会が連携して助言・指導していきます。

産業政策課 団体・サービス産業振興係 (担当) 久宝 電話 026-235-7191 (直通) FAX 026-235-7496 E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp
--